

[調査の概要]

1 調査の目的

2010年世界農林業センサスは、平成22年を調査年とする農林業構造統計を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する2010年農業センサスのための世界計画の趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づいている。

3 調査の対象

規定（用語の解説「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く）を対象とした。

4 調査期日

平成22年2月1日現在で実施した。

5 調査方法

農林水産省 - 都道府県 - 市区町村 - 指導員 - 調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査により実施した。

6 調査事項

（1）経営の態様 （2）世帯の状況 （3）農業経営の特徴 （4）経営耕地面積等
（5）農業用機械の所有 （6）農業労働力 （7）農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況
（8）農産物の販売金額等 （9）農作業の委託及び受託の状況 （10）保有山林面積
（11）林業労働力 （12）育林面積等及び素材生産量 （12）林産物の販売金額等
（13）林業作業の受託の状況 （14）その他農林業経営体の現況を把握するために必要な事項

7 数値の比較について

以下の統計については、2010年世界農林業センサスと2005年農林業センサスでは調査対象又は調査方法が異なるため比較する際には、留意する必要がある。

臨時雇い数 雇用者数	2010年世界農林業センサス農林業経営体調査の調査票では、臨時雇いについて「臨時雇い」と「手間替え・ゆい（労働交換）・手伝い」を一括りで把握しているが、2005年農林業センサスでは、それぞれ区分して把握している。 このため、2005年農林業センサスでは、同一の者が両方に該当した場合は重複してそれぞれの項目でカウントされることから、2010年世界農林業センサスよりも過大となる可能性がある。
---------------	--

8 前回調査後の市町村合併状況

前回調査は平成17年2月1日に実施。

合併期日	新市町村名	旧市町村名
平成17年2月7日	関市	関市、洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町、上之保村
平成17年2月13日	中津川市	中津川市、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町、蛭川村、長野県山口村
平成17年3月28日	海津市	海津町、平田町、南濃町
平成17年5月1日	可児市	可児市、兼山町
平成18年1月1日	岐阜市	岐阜市、柳津町
平成18年1月23日	多治見市	多治見市、笠原町
平成18年3月27日	大垣市	大垣市、上石津町、墨俣町

9 利用上の注意

- (1) 数値の単位未満は、原則として四捨五入している。したがって、合計と内訳の計が一致しないことがある。
- (2) 各統計表の計、増減率、構成比は原数の値により算出している。
- (3) 統計表の符号の用法は次のとおりである。
 - 「0」…単位未満（四捨五入後）
 - 「-」…該当なし
 - 「」…マイナス
 - 「…」…不詳または調査していないもの
 - 「X」…秘匿扱いのもの
- (4) 平成17年以前の数値には、旧長野県木曾郡山口村は含まれていない。